

令和 6 年 9 月 10 日

第 6 回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和 6 年度第 6 回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 9 月 10 日（火） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 5 分
2. 場 所 玉東町役場 3 階 会議室
3. 出席委員（10 名）

会 長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正		
委 員	2 番	永田麻衣	3 番	坂口政文
	5 番	清田伸一	6 番	上田佳子
	9 番	前川政樹	10 番	小山省三
			4 番	徳山道也
			8 番	清田 勇
- 推進委員 古財一治 清田耕士
4. 欠席委員（0 名）
5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第 2	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 4 号 その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長補佐	奥村佳織	事務局	中嶋一成
--------	------	-----	------

事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第6回総会を開会いたします。
はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は
全員出席のため~~(一名で過半数を満たしておりますので)~~、総会が成立
していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行
うこととなっております。それでは、会長よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は5番清田伸一委員と6番上田委員を指名します。
また、書記に事務局の中嶋さんを指名します。

よろしくお願いします。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請
について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在49歳でみかん等の果樹栽培をされており、今回、相手
方の要望により申請地を借受けるために申請されるものです。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
前川委員

9 番 前川委員

この畑は二軒の人で管理されていて特に問題はありません。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 清田耕士委員

何の問題もないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3 番 坂口委員

今の説明では二人の方で耕作されると聞きましたがどういうことですか。

事務局

2 人の方が耕作されるのではなく、借受け人が一人で耕作されます。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第 1 号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第 1 号は、承認されました。

続きまして、日程第 3、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第2号について議案書をもとに朗読＝
それでは詳細について説明いたします。

譲受人は、現在、玉名市に家族4人で居住されており、今までの住まいでは手狭となったため、今回、土地を探されており知人の紹介でこの農地を受け、申請されるものです。

申請地は、5ページをご覧ください。農地区分は、役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

小山委員

10番 小山委員

ここの周りは住宅地になってきています。この場所も何も作付けはされていないので問題は無いと思います

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 古財委員

現状を見ましたところ、防草シートが貼ってあり畑として利用することはないと思いますので、問題ありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第2号は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

6ページです。(朗読)

7ページです。議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年8月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

8ページをご覧ください。(総括表の説明)

9ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が4件、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が5件、使用貸借権が3件です。面積は、樹園地が6筆で11,652㎡、普通畑が4筆で4,867㎡、田が9筆で14,119㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に公社利用による所有権移転です。11ページから14ページに4件上がっておりますのでご覧ください。今回は公社からの売渡で樹園地が8筆で18,108㎡、普通畑が1筆で697㎡です。

当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

農業委員、最適化推進委員の募集についての中間報告について

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時5分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年9月10日

玉東町農業委員会会長

⑨

5番委員

⑨

6番委員

⑨